

「第2次人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」素案の概要

生活 こども 課

基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

人権問題に対する正しい理解、認識を一層深め、偏見や差別のない明るい地域社会を築く。

(2) 目標

すべての県民が一人一人の人権を尊重した考え・行動をとることができる社会の実現。

(3) 計画の性格

群馬県が実施する人権教育・啓発の推進及び県行政全般における人権尊重の基本方針を明らかにするとともに、今後の具体的施策の方向性を示す。

(4) 計画の位置づけ

- ・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく県計画
- ・「群馬県生活安心いきいきプラン」の個別基本計画

(5) 計画期間【新】

令和6年度から令和15年度まで（10年間）

(6) 計画の推進体制

- ・国、市町村、関係団体、企業、NPO等と連携、相互協力を図りながら、計画を推進。
- ・「群馬県人権教育・啓発推進懇談会」により意見等を取り入れ、計画を推進。

数値目標【新】

指 標	基準値 (R4年度)	目標値 (R15年度)
基本的人権が守られていると思う人の割合	73.6%	80%

人権教育・啓発の推進

1. 重要課題における人権教育・啓発の推進

2. あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

- (1) 家庭 (2) 地域社会 (3) 学校等 (4) 企業・団体等

3. 人権に関係の深い職業に従事する人たちに対する人権教育・啓発

- (1) 教職員・社会教育関係者 (2) 医療・保健福祉関係者 (3) 警察・行政・消防職員
(4) マスメディア関係者

4. 人材の養成、カリキュラム、教材、手法の開発

5. 国、市町村、企業、関係団体、ボランティア等との連携

重要課題における施策の方向性（例）

① 女性

- 男女共同参画の推進のための普及・啓発
- 女性に対する暴力根絶のための啓発活動の推進

② 子どもたち

- 子育ての不安や悩みに対応する相談体制の整備
- 関係機関等と連携した切れ目ない児童虐待対策の充実

③ 高齢者

- 地域共生社会の実現
- 高齢者の「地域の支え手」としての社会参加の支援

④ 障害のある人たち

- 地域における障害者の生活支援と適切な情報提供
- 各種啓発事業の継続的な実施や研修の開催
- 相談支援体制の充実

⑤ 同和問題

- 講演会、研修会及び各種啓発事業の一層の推進
- 人権教育の推進

⑥ 外国籍の人たち

- 総合的かつ計画的な多文化共生・共創施策の推進
- 相談体制と情報提供等の充実

⑦ HIV感染者等の人たち

- 講演会や研修会の開催、各種広報媒体による啓発
- 保健所における検査体制の整備

⑧ ハンセン病元患者の人たち

- 普及啓発
- 訪問事業

⑨ 犯罪被害者等

- 各関係機関とのネットワークを活用した支援の促進
- 広報・啓発活動の一層の推進

⑩ インターネットによる人権侵害

- 誹謗中傷相談
- インターネットリテラシーの向上

⑪ 性的少数者の人たち【新】

- 当事者等との協働による理解の増進
- 行政、教育、医療関係者等を対象とした意見交換会や研修会の開催

⑫ 刑を終えて出所した人たち【新】

- 刑事司法、保健医療・福祉関係機関、更生保護団体との連携
- 広報・啓発活動の推進、活動に貢献している人や団体の表彰

⑬ 北朝鮮による拉致被害者【新】

- 国や関係団体等と連携した啓発活動の推進

⑭ その他の人権問題

- 国、市町村、関係団体等との連携による教育・啓発活動